

奈良県立医科大学看護学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学則第37条の規定に基づき、奈良県立医科大学看護学研究生に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 看護学研究生とは、所定の手続きを経て入学許可を得、教授又は講座等の主任担当者の指導に基づき、医学に関する諸種の研究を行う者をいう。

(区分)

第3条 看護学研究生の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 看護学研究生 A：特別研究学生（他学の大学院生）
- 二 看護学研究生 B：学部研究生（本学の学部に在学中の学生）
- 三 看護学研究生 C：本学の職員
- 四 看護学研究生 D：他学の学部在籍している学生
- 五 看護学研究生 E：その他の者

(委任)

第4条 次条以下の規定にかかわらず、前条第1号に規定する看護学研究生の資格ほか諸手続の詳細については、奈良県立医科大学大学院特別研究学生規程、第2号に規定する看護学研究生の資格ほか諸手続の詳細については、奈良県立医科大学学部研究生規程において、それぞれ定めるところによる。

(資格)

第5条 看護学研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、奈良県立医科大学（以下「本学」という。）の教員（寄附講座教員、特任教員等を含む。）及び本学の大学院生は除くものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を卒業した者又は在学中の者
- 二 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

(入学等の手続)

第6条 入学を希望する者は、看護学研究生入学願（様式第1号）に必要事項を記載し、指導を受ける教授又は講座等の主任担当者（以下「教授等」という。）から当該入学願による推薦を得た上で、学長に提出するものとする。

2前項の入学願には、次に掲げる書類及び第10条に規定する1年分の授業料を添えて提出するものとする。

- 一 履歴書
- 二 最終学校の卒業証明書又は在学証明書

3在学期間の延長を受けようとする者は、看護学研究生継続願（様式第2号）に必要事項を記載し、第1項に準じ、1年分の授業料を添えて学長に提出するものとする。ただし、前項に掲げる書類については省略することができる。

(入学等の許可)

第7条 学長は、前条により入学願又は継続願を提出した者について審査の上、教授会議の審議を経て、看護学研究生として入学又は継続を許可することができる。

(在学期間)

第8条 在学期間は1年以内とし、入学を許可された日の属する年度の末日までとする。

ただし、手続によりこれを延長することができる。

(退学)

第9条 看護学研究生は、退学しようとするときは、看護学研究生退学願(様式第3号)に必要事項を記載し、学長に提出し、許可を受けなければならない。

(授業料)

第10条 看護学研究生は、授業料を納めなければならない。授業料の額は次のとおりとする。

一 第3条第3号及び第4号に規定する看護学研究生は、年額12,000円

二 第3条第5号に規定する看護学研究生は、年額120,000円

ただし、本学在学時に第3条第2号に規定する看護学研究生として研究に従事し、卒後引き続き第3条第5号に規定する看護学研究生として本学で研究に従事する者は

、初期臨床実習の期間中に限り、年額12,000円

2 年度の中途において入学又は退学をした者の授業料の額は、その者が当該年度中において現に在学した月数に応じて前項に規定する授業料の額を月割計算した額とする。

(研究)

第11条 看護学研究生は、本学において教授等の指導の下で、研究を行うものとする。

2 看護学研究生は、その研究の遂行に必要な本学の研究施設を使用できる。ただし、その使用にあたって許可を必要とするものは、予め所定の手続きをとらなければならない。

3 看護学研究生は、教授等の許可を受けずに人に関わる研究を行ってはならない。

また、備え付けの機械器具、材料、薬品等を使用する研究も同様とする。

(研究材料等)

第12条 研究のために必要な材料、薬品等の購入に必要な費用は、原則として自己負担とする。

(許可の取消)

第13条 学長は、看護学研究生として不適格と認めた時は、教授会議の審議を経て、第5条の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、看護学研究生に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附則(令和7年5月8日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。この規定は、令和7年4月1日から施行する。